

特許戦略計画(案)のポイント

平成15年6月

審査待ち期間長期化防止に向けた中期対策

審査着手可能件数の向上と審査請求構造の改革により、中期的に滞貨が増大しない構造を実現。

審査着手可能件数の向上等

・審査体制の整備

- 特許審査官増員（平成15年度 34名）
- 先行技術調査外注の拡充（平成15年度 16万件）
- 外部人材の活用（弁理士を任期付審査官として採用 現在3名（今後更に拡大を図る。）
審査官OB、ポスドク等を非常勤職員として採用 平成15年度 79名予定）
- 先行技術調査外注機関の新規参入の促進

・合理的・効率的な審査の推進

- 外国特許庁の審査結果等の活用（日米、日欧間の審査協力）
- 特許手続の国際調和の推進（補正制限緩和、単一性要件見直し等）
- PCTなどの国際出願と、関係する国内出願の審査を同時に行える制度の検討
- 弁理士の活動のさらなる充実

・戦略的な特許取得に資する審査

- 先端技術分野での研究成果の保護（ライフサイエンス関連特許、ビジネス方法関連特許等）
- 的確で安定した判断のための取組（審査官研修の充実、重要案件の部内協議等）
- 利用者とのコミュニケーションの強化（審査実績の公開、対面での審査の充実）
- 権利化を急ぐ出願の早期審査、関連する出願の同時審査

（●は既に講じた施策、○は今後検討する措置）

審査請求構造改革

・特許料金体系の見直し

- 審査に係る経費を勘案して、出願手数料と特許料を減額し、審査請求手数料を増額することにより、特許一件当たりの総費用を軽減
 - 出願人の間の費用負担の不均衡を是正し、審査請求行動の適正化を促進
- 審査待ち期間に出願を取り下げた場合、審査請求手数料の一部を返還する制度を創設
 - 出願人が特許取得の必要性を改めて判断し、出願取下げを行うインセンティブを付与
- 中小企業等に対する料金減額等支援措置の拡充
 - 減免対象企業の拡大、先行技術調査支援制度の拡充

・企業における戦略的な知財取得・管理の支援

- 「知的財産取得・管理指針」の策定
 - 戦略性を評価するための指標の公表（特許率、先行技術文献開示の比率など）

・実用新案制度の見直しの検討

- 実用新案制度を見直し、その活用を図ることを検討（権利期間の延長等）

・民間技術調査機関の育成等

- 民間先行技術調査機関の育成（特許庁の先行技術調査ノウハウの提供等）
- 審査請求前の先行技術調査（先行技術調査前置制度）の是非、それに伴う審査請求料の減額等についても検討。

（●は既に講じた施策、○は今後検討する措置）

審査請求件数のピークと予想される2005年度までにこれらの総合的な施策を集中的に講ずること、中期的に審査請求件数に見合う審査着手可能件数を確保し、滞貨の拡大に歯止めをかける。

しかし、既存の滞貨50万件に加え、今後、審査請求件数の急増に伴う滞貨増(30万件と推計)が発生することから、ピーク時の滞貨は80万件にも達するおそれがあり、その減少には長期間を要する見通し。

滞貨解消に向けた特別措置

2006年度以降に世界最高レベルの迅速・的確な審査を目指すためには、2005年度までに集中的に実施する中期的な構造対策に加えて、滞貨解消に向けた特別措置を講じることが必要。



とりわけ、外部人材を任期付で任用するなど、審査着手可能件数の向上に向けた検討が必要。

審査着手可能件数の向上等

・審査体制の更なる強化

滞貨解消を図るため、任期付任用による外部人材の活用等の方策を検討。

・早期審査制度の活用の促進

審査待ち期間が改善されるまでの間は、早期審査制度の利用要件を緩和し、利用拡大を図ることを検討。

審査請求構造改革

・審査請求料返還制度の強化

平成16年度から実施する審査請求料返還制度において、一層の利用促進が図られるような方策を検討。

・先行技術調査報告書の提供

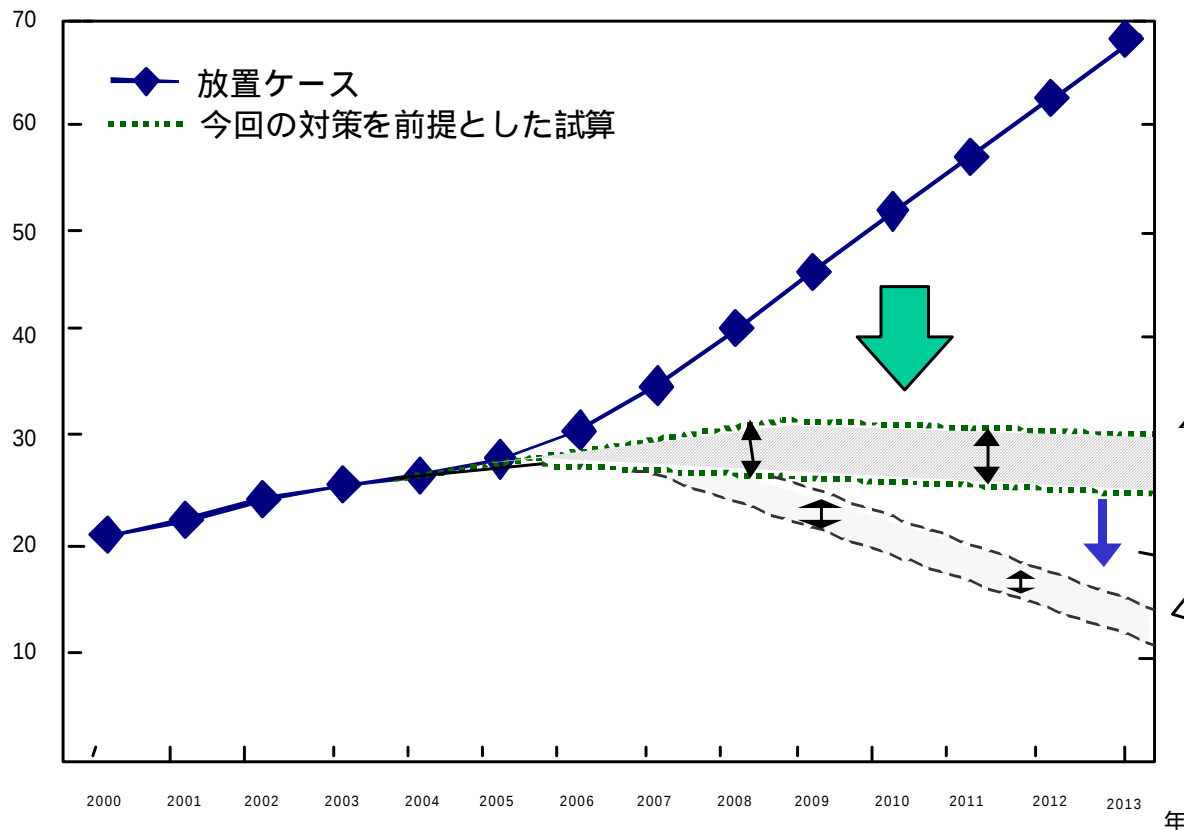
I P C Cの作成する先行技術調査報告書を、出願人の求めに応じて提供し、事後の審査手続の要否の判断に活用する制度を検討。

総合的取組による効果試算

このような総合的な取組により、当面の審査待ち期間の長期化に歯止めをかけつつ、更なる審査待ち期間の長期化防止が期待される。

審査待ち期間

月



中長期的な取組

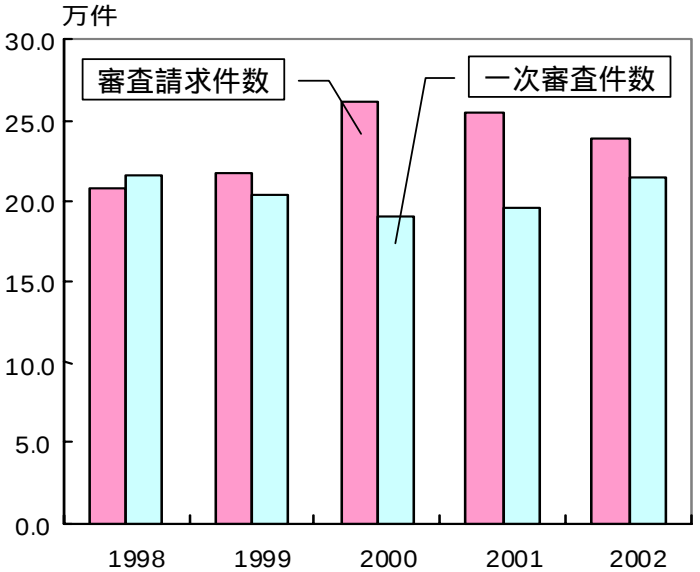
審査請求件数の今後の見通しにもよるが、審査体制の整備に加え、今回の法改正等の総合的な取組により、審査待ち期間の長期化防止は達成しうる見通し。

滞貨解消に向けた特別措置

世界最高レベルの迅速かつ的確な審査を目指した審査待ち期間の短縮には、審査請求構造の改革、定常的な審査処理能力の向上に加えて、滞貨解消に向けた特別措置が必要。

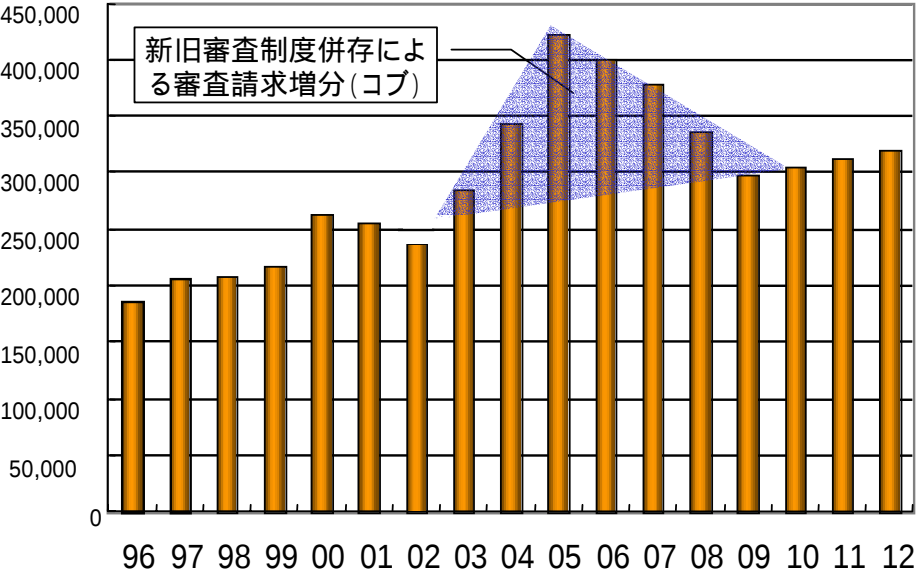
(参考) 審査請求件数の現状と今後の見通し

審査請求件数と
一次審査件数の推移



年	1998	1999	2000	2001	2002
審査請求件数 (万件)	20.8	21.7	26.2	25.4	23.8
一次審査件数 (万件)	21.6	20.3	19.1	19.6	21.5

審査請求件数の推移の予想
(特段の対策が講じられない場合)



知的財産戦略大綱からの指摘(関係部分抜粋)

2. 知的財産の保護の強化

(1) 特許審査・審判の迅速化等

特許審査の迅速化等

- ）2002年度中に、審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の急増が予想される2005年度までの計画を策定する。2002年度以降、その実施等を通じて、審査の質を維持しつつ審査期間の長期化を防ぎ、短縮化に向けた取組を推進する。その際、より一層の効率化を図りつつ、必要な審査官の確保、先行技術調査の外部発注や専門性を備えた審査補助職員の積極的な活用等による審査体制の整備、加えて、企業啓発等による我が国の出願・審査請求構造の改革等の総合的な施策を講ずる。
- ）2006年度以降、世界最高レベルの迅速・的確な審査が行われることを目指し、更なる効率化を図りつつ、審査体制の整備に努める。
- ）2002年度中に早期審査に関する制度改正の周知徹底を図りつつ、ベンチャー、中小企業、大学、さらに外国関連出願、実施関連出願についての早期審査請求の増大に対処する体制を整備する。
- ）特許等の出願手続や各種手続書類等の閲覧について、電子政府を推進する施策の一環として、2004年度末までに、インターネットでも可能とする。

(以上 経済産業省)